

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

| | | |
|---|---|----|
| 一 | 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係） | 1 |
| 二 | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係） | 60 |
| 三 | 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（第三条関係） | 66 |
| 四 | 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第四条関係） | 67 |

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|--|------------------------------|------|---|
| <p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p> | | | |
| 道府県 | <p>一〜七略</p> <p>八 補正予算償還費</p> | 測定単位 | <p>平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成十六年度から令和</p> |
| 道府県 | <p>一〜七略</p> <p>八 補正予算償還費</p> | 測定単位 | <p>平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成十四年度及び平成十六年度から令和</p> |

| | | | | | |
|--------------------|--|--|---|--|---|
| 十三 東日本大震 | 十二 臨時財政対策債償還費 | 十一 減税補填償還費 | 十 財源対策債償還費 | 九 地方税減収補填債償還費 | 四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| 平成二十五年度から令和四年度までの各 | 額 臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十五年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 額 平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 額 地方税の減収補填のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |

| | | | | | |
|--------------------|--|--|---|--|---|
| 十三 東日本大震 | 十二 臨時財政対策債償還費 | 十一 減税補填償還費 | 十 財源対策債償還費 | 九 地方税減収補填債償還費 | 三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| 平成二十四年度から令和三年度までの各 | 額 臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 額 平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 額 地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |

| | | | | | |
|-------------------------|--|---|-------------------------|-------------------------------------|--|
| | <p>災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強^{じん}靱化 施策償還費</p> | <p>年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和四年度までの各年度 において国土強^{じん}靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額</p> | <p>市町村</p> | <p>一〇 八 略</p> <p>九 補正予算償還 費</p> | <p>平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金</p> <p>平成十六年度から令和 四年度までの各年度において国の補正予 算等に係る事業費の財源に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額</p> |
| | <p>災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強^{じん}靱化 施策償還費</p> | <p>年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和三年度までの各年度 において国土強^{じん}靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額</p> | <p>市町村</p> | <p>一〇 八 略</p> <p>九 補正予算償還 費</p> | <p>平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金</p> <p>平成十四年度及び平成十六年度から令和 三年度までの各年度において国の補正予 算等に係る事業費の財源に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額</p> |
| <p>十一 財源対策債 償還費</p> | <p>十 地方税減収補 填償還費</p> | <p>平成十三年度から令和四年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において</p> | <p>十一 財源対策債 償還費</p> | <p>十 地方税減収補 填償還費</p> | <p>地方税の減収補填のため平成十五年度及 び平成十七年度から令和四年度までの各 年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額</p> <p>平成十三年度から令和三年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において</p> |

| | | | |
|--------|--|--|--|
| 2 略 | | | |
| | <p>十二 減税補填償還費</p> <p>個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十五年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> | 発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |
| 3 | <p>十三 臨時財政対策債償還費</p> <p>臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> | 臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | |
| | <p>十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p> <p>平成二十五年から令和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> | 平成二十五年から令和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |
| 3 | <p>十五 国土強靱化施策債償還費</p> <p>令和元年度から令和四年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> | 令和元年度から令和四年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて

| | | | |
|--------|--|---|--|
| 2 略 | | | |
| | <p>十二 減税補填償還費</p> <p>個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> | 発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |
| 3 | <p>十三 臨時財政対策債償還費</p> <p>臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> | 臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | |
| | <p>十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p> <p>平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> | 平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |
| 3 | <p>十五 国土強靱化施策債償還費</p> <p>令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> | 令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて

、総務省令で定めるところにより算定する。

| 種類 | 測定単位の数値の算定の基礎 | 表示 単位 |
|---|--|----------|
| 一〇三十九 略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金 | (1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変 | 千円 |

、総務省令で定めるところにより算定する。

| 種類 | 測定単位の数値の算定の基礎 | 表示 単位 |
|---|--|----------|
| 一〇三十九 略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金 | (1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変 | 千円 |

| | | | | |
|---|---------------|--|--|----|
| 財源に充 事業費の 等に係る 補正予算 いて国の 年度にお までの各 和四年度 度から令 成十六年 平 | 四十一・四 十二 略 | (3) 還金 ～(6) 略 | 動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金 | 千円 |
| | 四十三 平 | 国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため 平成十六年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額 | | |

| | | | | |
|---|---------------|---|--|----|
| 財源に充 事業費の 等に係る 補正予算 いて国の 年度にお までの各 和三年度 度から令 成十六年 度及び平 成十四年 四十三 平 | 四十一・四 十二 略 | (3) 還金 ～(6) 略 | 動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金 | 千円 |
| | 四十三 平 | 国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額 | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|-----------|
| <p>てゐるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> | <p>四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 十五年度 から令和 四年度ま での各年 度におい て特別に 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> | <p>(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及 び利子割、法人の行う事業に対する事業税、 地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与 税の減収補填のため</p> | <p>平成十五年度から令和 四年度までの各年度において特別に発行につ いて同意又は許可を得た地方債の額の百分の 七十五に相当する額、市町村にあつては市町 村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年 法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の 規定により市町村に対し交付するものとされ る利子割に係る交付金（以下「利子割交付金 」という。）及び同法第七十二条の七十六又 は第七百三十四条第四項の規定により市町村 に対し交付するものとされる法人の行う事業 に対する事業税に係る交付金（以下「法人事</p> | <p>千円</p> |
|---|--|--|--|-----------|

| | | | |
|---|--|--|-----------|
| <p>てゐるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> | <p>四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 十四年度 から令和 三年度ま での各年 度におい て特別に 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> | <p>(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及 び利子割、法人の行う事業に対する事業税、 地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与 税の減収補填のため、平成十四年度において 特別に発行を許可された地方債の額の百分の 八十に相当する額及び平成十五年度から令和 三年度までの各年度において特別に発行につ いて同意又は許可を得た地方債の額の百分の 七十五に相当する額、市町村にあつては市町 村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年 法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の 規定により市町村に対し交付するものとされ る利子割に係る交付金（以下「利子割交付金 」という。）及び同法第七十二条の七十六又 は第七百三十四条第四項の規定により市町村 に対し交付するものとされる法人の行う事業 に対する事業税に係る交付金（以下「法人事</p> | <p>千円</p> |
|---|--|--|-----------|

| | | | | |
|-------------------------|-----------|--|--|----|
| 人の道府 | 四十六 個 | 債の額 得た地方 は許可を て同意又 行につい において発 各年度に ため当該 源対策の 年度の財 までの各 和四年度 度から令 成十三 四十五 平 | <p>(2) 略</p> <p>業税交付金」という。)の減収補填のため平成十五年及び平成十七年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の七十五に相当する額</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p> | 千円 |
| (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平 | (1)~(4) 略 | | | 千円 |

| | | | | |
|-------------------------|-----------|--|--|----|
| 人の道府 | 四十六 個 | 債の額 得た地方 は許可を て同意又 行につい において発 各年度に ため当該 源対策の 年度の財 までの各 和三年度 度から令 成十三 四十五 平 | <p>(2) 略</p> <p>業税交付金」という。)の減収補填のため平成十五年及び平成十七年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の七十五に相当する額</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p> | 千円 |
| (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平 | (1)~(4) 略 | | | 千円 |

県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十五年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができること

(6) 略

成十八年法律第八号) 第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第十三条の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができること

(6) 略

成十八年法律第八号) 第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第十三条の規定により平成十四年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

ることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年から令和元年度までの各年度において起こすことができること

ることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年から令和元年度までの各年度において起こすことができること

| | | |
|---|---|-----------|
| <p>四十八 平成二十五年度から令和四年度までの各年度において東日本大震災 災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行 について同意又は</p> | <p>(8) とされた地方債の額 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十五年から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から令和四年度までの各年度</p> | <p>千円</p> |
|---|---|-----------|

| | | |
|---|---|-----------|
| <p>四十八 平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災 災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行 について同意又は</p> | <p>(8) とされた地方債の額 地方財政法 第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度及び令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十四年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十四年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から令和三年度までの各年度</p> | <p>千円</p> |
|---|---|-----------|

| | | |
|--|--|-----------|
| <p>許可を得た地方債の額</p> <p>四十九令 和元年度 から令和 四年度ま での各年 度におい て国土強 靱化施策 に要する 費用に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> | <p>において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（①に掲げるものを除く。）</p> <p>全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> | <p>千円</p> |
|--|--|-----------|

(測定単位の数値の補正)

4 5 6 略

第十三条 略

2 3 4 略

| | | |
|--|--|-----------|
| <p>許可を得た地方債の額</p> <p>四十九令 和元年度 から令和 三年度ま での各年 度におい て国土強 靱化施策 に要する 費用に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> | <p>において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（①に掲げるものを除く。）</p> <p>全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> | <p>千円</p> |
|--|--|-----------|

(測定単位の数値の補正)

4 5 6 略

第十三条 略

2 3 4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

| 道府県 | 類 | 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 補正の種類 |
|-----|-----|---------|---------------|---|-------|
| | 道府県 | 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 補正の種類 |
| | 一七略 | | 八 補正予算債償還費 | 平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 種別補正 |
| | | | 九 地方税減収補填債償還費 | 地方税の減収補填のため平成十五年度から令和四年度までの各 | 種別補正 |

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

| 道府県 | 類 | 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 補正の種類 |
|-----|-----|---------|---------------|---|-------|
| | 道府県 | 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 補正の種類 |
| | 一七略 | | 八 補正予算債償還費 | 平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 種別補正 |
| | | | 九 地方税減収補填債償還費 | 地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各 | 種別補正 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | | |
| | | | |
| <p>十一 償還費</p> <p>減税補填債 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十五年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度</p> | | <p>十 還費</p> <p>財源対策債償 還費</p> <p>平成十五年度か ら令和四年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額</p> | <p>年度において特 別に発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> <p>種別補正</p> |
| | | <p>種別補正</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | | |
| <p>十一 償還費</p> <p>減税補填債 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十四年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度</p> | | <p>十 還費</p> <p>財源対策債償 還費</p> <p>平成十四年度か ら令和三年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額</p> | <p>年度において特 別に発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> <p>種別補正</p> |
| | | <p>種別補正</p> | |

| | | 市町村 |
|--------------------|---|------|
| 十四 国土強靱化 施策債償還費 | 令和元年度から 令和四年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額 | 種別補正 |
| 一〇七 略 | | |
| 八 補正予算債償 還費 | 平成十六年度 から令和四年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額 | 種別補正 |
| 九 地方税減収補 填債償還費 | 地方税の減収補 填のため平成十 | 種別補正 |

| | | 市町村 |
|--------------------|---|------|
| 十四 国土強靱化 施策債償還費 | 令和元年度から 令和三年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額 | 種別補正 |
| 一〇七 略 | | |
| 八 補正予算債償 還費 | 平成十四年度及 び平成十六年度 から令和三年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額 | 種別補正 |
| 九 地方税減収補 填債償還費 | 地方税の減収補 填のため平成十 | 種別補正 |

| | | |
|-------------------------|--|-------------|
| <p>十 財源対策債償 還費</p> | <p>五年度及び平成十七年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> | <p>種別補正</p> |
| <p>十一 減税補填債 償還費</p> | <p>個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十五年度から平成十八年度</p> | <p>種別補正</p> |

| | | |
|-------------------------|--|-------------|
| <p>十 財源対策債償 還費</p> | <p>五年度及び平成十七年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> | <p>種別補正</p> |
| <p>十一 減税補填債 償還費</p> | <p>個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度</p> | <p>種別補正</p> |

| | | |
|------------------------|---|------|
| 十二 臨時財政対策債償還費 | までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 種別補正 |
| 十三 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 | 平成二十五年度から令和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について | 種別補正 |

| | | |
|------------------------|---|------|
| 十二 臨時財政対策債償還費 | までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 種別補正 |
| 十三 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 | 平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について | 種別補正 |

| | | | | | | |
|-------------------|-----|---|----------------------------|----------------------------------|--|-------------|
| 6 ～ 12 略 | 附 則 | <p>(令和五年度分の交付税の総額の特例)</p> <p>第四条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に二千二百億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百五十四億百七十二万円</p> | <p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p> | <p>て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> | <p>令和元年度から 令和四年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額</p> | <p>種別補正</p> |
| | | | <p>令和元年度から 令和四年度まで</p> | <p>額</p> | <p>種別補正</p> | |

| | | | | | | |
|-------------------|-----|---|----------------------------|----------------------------------|--|-------------|
| 6 ～ 12 略 | 附 則 | <p>(令和四年度分の交付税の総額の特例)</p> <p>第四条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から</p> | <p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p> | <p>て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> | <p>令和元年度から 令和三年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額</p> | <p>種別補正</p> |
| | | | <p>令和元年度から 令和三年度まで</p> | <p>額</p> | <p>種別補正</p> | |

附 則
(令和五年度分の交付税の総額の特例)
第四条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に二千二百億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百五十四億百七十二万円

附 則
(令和四年度分の交付税の総額の特例)
第四条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項の規定において令和五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 百五十四億円

三 令和五年度における借入金の額に相当する額 二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円

四 令和四年度における借入金の額に相当する額 二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円

五 令和五年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五百七十二億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和五年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度から令和二十六年までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 四百二十九億二千二百二十二億円

2 令和五年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項の規定において令和四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 百五十四億円

三 令和四年度における借入金の額に相当する額 二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円

四 令和三年度における借入金の額に相当する額 三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円

五 令和四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

2 令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同

年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

(令和六年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和六年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和六年度から令和三十五年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三略

3 令和六年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

| 年 度 | 金 額 |
|--------|---------|
| 令和六年度 | 八百三十四億円 |
| 令和七年度 | 七百七十五億円 |
| 令和八年度 | 五百三十五億円 |
| 令和九年度 | 五百四十八億円 |
| 令和十年度 | 五百九十九億円 |
| 令和十一年度 | 九百六十一億円 |
| 令和十二年度 | 九百六十一億円 |
| 令和十三年度 | 三億円 |

年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

(令和五年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和五年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和五年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三略

3 令和五年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

| 年 度 | 金 額 |
|--------|---------|
| 令和五年度 | 千二百十七億円 |
| 令和六年度 | 八百三十四億円 |
| 令和七年度 | 七百七十五億円 |
| 令和八年度 | 五百三十五億円 |
| 令和九年度 | 五百四十八億円 |
| 令和十年度 | 四百五十五億円 |
| 令和十一年度 | 四百二十八億円 |
| 令和十二年度 | 四百二十一億円 |
| 令和十三年度 | 三億円 |

5 令和六年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千三百四十七億五百十六万円及び令和元年度において交付された額のうち千七百九十六億六百八十八万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十億八百七十八万二千円について、令和六年度から令和八年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

(令和六年度及び令和七年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 令和六年度及び令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和六年度及び令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を

5 令和五年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千七百九十六億六百八十八万円及び令和元年度において交付された額のうち千七百九十六億六百八十八万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十億八百七十八万二千円について、令和五年度から令和八年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。)の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 令和五年度から令和七年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---------|-------------|------|---------------|
| 道府県 | 地域デジタル社会推進費 | 人口 | 一人につき 五二〇円 |
| 市町村 | 地域デジタル社会推進費 | 人口 | 一人につき 七六〇円 |

2
略

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---------|-------------|------|---------------|
| 道府県 | 地域デジタル社会推進費 | 人口 | 一人につき 五二〇円 |
| 市町村 | 地域デジタル社会推進費 | 人口 | 一人につき 七六〇円 |

2
略

(令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和五年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和六年度及び令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 五千三百一十一億千四百八十七万千円 に当該道府県の控除前財源不足額

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。
(を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 四千六百三十四億八千二百二十六万五千円 に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得

(令和四年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和四年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする

一 九千五百四十三億四千百十六万三千円に当該道府県の控除前財源不足額(第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。
(を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 八千二百六十一億四千六百八万二千円 に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得

た数値

二 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成三十年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村

とそれぞれみなして算定した

一 令和三年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成三十年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十九年における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村

とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和四年八月

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和五年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和五年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、「地方

三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和四年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、「地方

税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、

税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、

）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号。以下この

条において「令和五年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得

）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）の施行

による個人の道府県民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得

税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年

得税法等改正法

の施行による法人の道府

県民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法

の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年

法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二

法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二

十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十

十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十

八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税

八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法
の施行による法人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法

法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和五年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和五年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交

の施行による法人事業税交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和四年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交

付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百五十四億百七十二万円 の合算額をいう。以下この

条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和五年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和五年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和五年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和五年度震災復興特別交付税額の一部の令和六年度における交付等)

第十二条 令和五年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和五年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和五年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和五年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和五年度震災復興特別交付税額の一部を令和六年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和六年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交

付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための九百二十九億三千八百七十六万三千円の合算額をいう。以下この

条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等)

第十二条 令和四年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和四年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和四年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和四年度震災復興特別交付税額の一部を令和五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交

付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和六年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和五年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和五年度及び令和六年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を、令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交

付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和四年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和四年度及び令和五年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を、令和五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交

付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和五年度及び令和六年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 令和五年度及び令和六年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和五年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度において交付された額を控除した額」と、令和六年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 令和五年度及び令和六年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方

付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和四年度及び令和五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 令和四年度及び令和五年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和四年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度において交付された額を控除した額」と、令和五年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 令和四年度及び令和五年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方

団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和七年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

| 道府県 | 体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|------|------|-------|-------|------------|
| 道府県一 | 警察費 | 警察職員数 | 一人につき | 八、四八九、〇〇〇円 |

団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和六年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

| 道府県 | 体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|------|------|-------|-------|------------|
| 道府県一 | 警察費 | 警察職員数 | 一人につき | 八、四四〇、〇〇〇円 |

| 八 補正予算債 | 七 災害復旧費 | 三 地域振興費 | 二 恩給費 | 一 徴税費 | 六 総務費 | 四 商工行政費 | 三 水産行政費 | 面積 |
|---|--------------------|-----------------|--------------------|-------------------|-------|-----------------|--------------------|------------|
| 平成四年度 千円に 還金 係る元利償 た地方債に は許可を得 いて同意又 め発行につ に充てるた 業費の財源 災害復旧事 千円に つき | 災害復旧事 千円に つき | 人口 一人に つき | 恩給受給権 一人に つき | 世帯数 一世帯 につき | | 人口 一人に つき | 水産業者数 一人に つき | タール につき |
| 八〇〇 | 九五〇 | 五四三 | 八二八、〇〇〇 | 五、六八〇 | | 二、〇二〇 | 三五九、〇〇〇 | |

| 八 補正予算債 | 七 災害復旧費 | 三 地域振興費 | 二 恩給費 | 一 徴税費 | 六 総務費 | 四 商工行政費 | 三 水産行政費 | 面積 |
|---|--------------------|-----------------|--------------------|-------------------|-------|-----------------|--------------------|------------|
| 平成四年度 千円に 還金 係る元利償 た地方債に は許可を得 いて同意又 め発行につ に充てるた 業費の財源 災害復旧事 千円に つき | 災害復旧事 千円に つき | 人口 一人に つき | 恩給受給権 一人に つき | 世帯数 一世帯 につき | | 人口 一人に つき | 水産業者数 一人に つき | タール につき |
| 八〇〇 | 九五〇 | 五三六 | 八五四、〇〇〇 | 五、七〇〇 | | 二、〇一〇 | 三五八、〇〇〇 | |

償還費

| | | | | |
|-------------|---|---|-----------|----|
| から平成十 つぎ | 年度までの 各年度にお いて国の補 正予算等に 係る事業費 の財源に充 てるため発 行を許可さ れた地方債 に係る元利 償還金 | 平成 十六年度か ら令和四年 度までの各 年度におい て国の補正 予算等に係 る事業費の 財源に充て るため発行 | 千円に つき | 三三 |
|-------------|---|---|-----------|----|

償還費

| | | | | |
|-------------|---|---|-----------|----|
| から平成十 つぎ | 年度までの 各年度にお いて国の補 正予算等に 係る事業費 の財源に充 てるため発 行を許可さ れた地方債 に係る元利 償還金 | 平成 十六年度か ら令和三年 度までの各 年度におい て国の補正 予算等に係 る事業費の 財源に充て るため発行 | 千円に つき | 三三 |
|-------------|---|---|-----------|----|

| | | | | | | |
|---------------------------------------|-----------------|---|------|---------|----|----|
| て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額 | 十一 減税補填 債償還費 | 個人 | 道府 | 千円に | 五九 | |
| | | 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十五年 度から平成 十八年度ま での各年度 の減収を補 填するため 当該各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ | 債償還費 | 十一 減税補填 | | 個人 |

| | | | | | | |
|---------------------------------------|-----------------|---|------|---------|----|----|
| て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額 | 十一 減税補填 債償還費 | 個人 | 道府 | 千円に | 五九 | |
| | | 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十四年 度から平成 十八年度ま での各年度 の減収を補 填するため 当該各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ | 債償還費 | 十一 減税補填 | | 個人 |

| | | | | | | | | |
|-------------------|--|-----------|----|-------------|--|--|-----------|----|
| 十二 臨時財政 対策債償還費 | 臨時財政対 策のため平 成十五年 度から令 和四年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できると とされた 地方債の 額 | 千円に つき | 六〇 | れた地方債 の額 | 十三 東日本大 震災全国 緊急防災 施策等債 償還費 | 平成二十 五年から 令和四年 度までの 各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要 する費用 に充てら れた | 千円に つき | 四一 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------------|--|-----------|----|-------------|--|--|-----------|-----|
| 十二 臨時財政 対策債償還費 | 臨時財政対 策のため平 成十四年 度から令 和三年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できると とされた 地方債の 額 | 千円に つき | 六〇 | れた地方債 の額 | 十三 東日本大 震災全国 緊急防災 施策等債 償還費 | 平成二十 四年から 令和三年 度までの 各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要 する費用 に充てら れた | 千円に つき | 一〇二 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|----------|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|----|---|----|
| 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 二 土木費 | 一 消防費 | 十四 国土強靱 化施策債償還 費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路橋り | 道路の面積 | 人口 | 額 | た | は | いて | め | に | 要 | 靱 | いて | 各 | 年 | から | 令 | 額 | た | は | いて | め | |
| 千平方 | つき | 一人に | た | 地方債の | 許可を得 | て同意又 | 発行につ | 充てるた | する費用 | 化施策に | て国土強 | 年度にお | 度までの | 令和元年度 | 地方債の | 許可を得 | て同意又 | 発行につ | | | |
| 七、四〇〇 | | 一、六〇〇 | | | | | | | | | | | | 千円に | | | | | | | 二九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|----------|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|----|---|---|
| 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 二 土木費 | 一 消防費 | 十四 国土強靱 化施策債償還 費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路橋り | 道路の面積 | 人口 | 額 | た | は | いて | め | に | 要 | 靱 | いて | 各 | 年 | から | 令 | 額 | た | は | いて | め | |
| 千平方 | つき | 一人に | た | 地方債の | 許可を得 | て同意又 | 発行につ | 充てるた | する費用 | 化施策に | て国土強 | 年度にお | 度までの | 令和元年度 | 地方債の | 許可を得 | て同意又 | 発行につ | | | |
| 七、三〇〇 | | 一、五〇〇 | | | | | | | | | | | | 千円に | | | | | | | 一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 円 |

| 4 公園費 | | 3 都市計画費 | | | | | 2 港湾費 | | | | よう費 | | | | | |
|-------|-----|---------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|---------|---|----|
| 人口 | 人口 | 域における | の延長 | る外郭施設 | 漁港における | の延長 | る係留施設 | 漁港における | の延長 | る外郭施設 | 港湾における | の延長 | る係留施設 | 道路の延長 | | |
| 一人に | 一人に | つき | つき | トルに | 一メー | つき | トルに | 一メー | つき | トルに | 一メー | つき | トルに | 一キロ | き | メー |
| 五三〇 | | | | | | | | 一〇、〇〇〇 | | | 五、三一〇 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 二八、〇〇〇 | | | 一八九、〇〇〇 | | |

| 4 公園費 | | 3 都市計画費 | | | | | 2 港湾費 | | | | よう費 | | | | | |
|-------|-----|---------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|---------|---|----|
| 人口 | 人口 | 域における | の延長 | る外郭施設 | 漁港における | の延長 | る係留施設 | 漁港における | の延長 | る外郭施設 | 港湾における | の延長 | る係留施設 | 道路の延長 | | |
| 一人に | 一人に | つき | つき | トルに | 一メー | つき | トルに | 一メー | つき | トルに | 一メー | つき | トルに | 一キロ | き | メー |
| 五二八 | | | | | | | | 一〇、〇〇〇 | | | 五、四六〇 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 二八、〇〇〇 | | | 一九〇、〇〇〇 | | |

| 3 高等学校 教職員数 | 2 中学校費 生徒数 | 1 小学校費 児童数 | 三 教育費 土木費 | 6 その他の 人口 | 5 下水道費 人口 | 都市公園の | |
|-------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|--------------------|
| | | | | | | 面積 | 都市公園の |
| 学校数 | 学級数 | 学級数 | 学級数 | 学級数 | 人口 | 人口 | 千平方 メートル につき |
| 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | つき |
| 六、四八九、〇〇〇 | 四二、三〇〇 | 四五、八〇〇 | 八八三、〇〇〇 | 一一、九二九、〇〇〇 | 一、三八〇 | 一〇三 | 三七、三〇〇 |

| 3 高等学校 教職員数 | 2 中学校費 生徒数 | 1 小学校費 児童数 | 三 教育費 土木費 | 6 その他の 人口 | 5 下水道費 人口 | 都市公園の | |
|-------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|--------------------|
| | | | | | | 面積 | 都市公園の |
| 学校数 | 学級数 | 学級数 | 学級数 | 学級数 | 人口 | 人口 | 千平方 メートル につき |
| 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | 一人に つき | つき |
| 六、五四五、〇〇〇 | 四二、〇〇〇 | 四五、〇〇〇 | 八九三、〇〇〇 | 一一、五七三、〇〇〇 | 一、三八〇 | 一〇一 | 三七、〇〇〇 |

| 5 清掃費 | | 4 高齢者保健福祉費 | | 3 保健衛生費 | | 2 社会福祉費 | | 1 生活保護費 | | 四 厚生費 | | 4 その他の教育費 | | 費 | |
|-------|-------|------------|----------|---------|----------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|-----------|-------|---------|--------|
| 人口 | 上人口 | 上人口 | 七十五歳以上人口 | 上人口 | 七十五歳以上人口 | 人口 | 人口 | 市部人口 | もの数 | 就学前子ども | 園の小学校 | 認定こども | 幼保連携型 | 幼稚園及び | 生徒数 |
| 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき |
| 五、〇四〇 | | | 八三、二〇〇 | | 七一、七〇〇 | | | 九、四〇〇 | | | | | | 七五三、〇〇〇 | 七六、二〇〇 |

| 5 清掃費 | | 4 高齢者保健福祉費 | | 3 保健衛生費 | | 2 社会福祉費 | | 1 生活保護費 | | 四 厚生費 | | 4 その他の教育費 | | 費 | |
|-------|-------|------------|----------|---------|----------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|-----------|-------|---------|--------|
| 人口 | 上人口 | 上人口 | 七十五歳以上人口 | 上人口 | 七十五歳以上人口 | 人口 | 人口 | 市部人口 | もの数 | 就学前子ども | 園の小学校 | 認定こども | 幼保連携型 | 幼稚園及び | 生徒数 |
| 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき |
| 五、〇二〇 | | | 八〇、五〇〇 | | 六九、八〇〇 | | | 九、四五〇 | | | | | | 七一五、〇〇〇 | 七五、七〇〇 |

| 七 災害復旧費 | 災害復旧事 | 面積 | 三 地域振興費 | | | 二 戸籍住民基本台帳費 | | 一 徴税費 | | 六 総務費 | | 三 商工行政費 | | 二 林野水産行政費 | | 一 農業行政費 | | 五 産業経済費 |
|------------|-------|-----------|---------|-------|--------|-------------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|---------|-----------|--------------|---------|-----|---------|
| | | | 人口 | 一人につき | 一世帯につき | 戸籍数 | 一籍につき | 世帯数 | 一世帯につき | 世帯数 | 一人につき | 者数 | 産業の従業者数 | 一人につき | 林業及び水産業の従業者数 | 一人につき | 農家数 | つき |
| | | 一、〇二二、〇〇〇 | 一、七四〇 | 一、九八〇 | 一、一一〇 | 四、二二〇 | 一、三五〇 | 四七二、〇〇〇 | 九〇、五〇〇 | | | | | | | | | |
| 九五〇 | 千円に | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 七 災害復旧費 | 災害復旧事 | 面積 | 三 地域振興費 | | | 二 戸籍住民基本台帳費 | | 一 徴税費 | | 六 総務費 | | 三 商工行政費 | | 二 林野水産行政費 | | 一 農業行政費 | | 五 産業経済費 |
|------------|-------|-----------|---------|-------|--------|-------------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|---------|-----------|--------------|---------|-----|---------|
| | | | 人口 | 一人につき | 一世帯につき | 戸籍数 | 一籍につき | 世帯数 | 一世帯につき | 世帯数 | 一人につき | 者数 | 産業の従業者数 | 一人につき | 林業及び水産業の従業者数 | 一人につき | 農家数 | つき |
| | | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、七四〇 | 二、〇一〇 | 一、一二〇 | 四、一五〇 | 一、三五〇 | 四七二、〇〇〇 | 九〇、五〇〇 | | | | | | | | | |
| 九五〇 | 千円に | | | | | | | | | | | | | | | | | |

十
地方税減収

| | | | |
|--------------|---|---|-----------|
| 地方税の減 債の額 | を得た地方 意又は許可 について同 るため発行 財源に充て る事業費の 予算等に係 て国の補正 年度におい 度までの各 度から令和四 十六年度か 平成 つき | 係る事業費 の財源に充 てるため発 行を許可さ れた地方債 に係る元利 償還金 | 千円に 三三 |
|--------------|---|---|-----------|

一八

三三

十
地方税減収

| | | | |
|--------------|---|---|-----------|
| 地方税の減 債の額 | を得た地方 意又は許可 について同 るため発行 財源に充て る事業費の 予算等に係 て国の補正 年度におい 度までの各 度から令和三 十六年度か 平成 及び平成 つき | 係る事業費 の財源に充 てるため発 行を許可さ れた地方債 に係る元利 償還金 | 千円に 三一 |
|--------------|---|---|-----------|

一八

三一

| | | | |
|---|------------------------------------|-----------|---|
| 成十五年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ ととされた 地方債の額 | 十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費 | 平成二十五 | 年度から令 和四年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の |
| | | 千円に つき | |

五二

| | | | |
|---|------------------------------------|-----------|---|
| 成十四年度 から令和三 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ ととされた 地方債の額 | 十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費 | 平成二十四 | 年度から令 和三年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の |
| | | 千円に つき | |

一〇二

| | | | |
|-------|-------|-----------|--------|
| | | 市町村 | |
| | | 面積 | 人口 |
| つき | 一人につき | 二、二〇三、〇〇〇 | 一八、六〇〇 |
| メートルに | 平方キロ | | |
| | | | 円 |

| | | | |
|-------|-------|-----------|--------|
| | | 市町村 | |
| | | 面積 | 人口 |
| つき | 一人につき | 二、二二〇、〇〇〇 | 一七、七〇〇 |
| メートルに | 平方キロ | | |
| | | | 円 |

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和五年度から令和三十四年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和五年度にあつては二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円を、令和六年度から令和十年度までの各年度にあつては二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十四年度までの各年度にあつては二十四兆八千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

| 年 度 | 控 除 額 |
|-------|-------|
| 令和六年度 | 五千億円 |
| 令和七年度 | 六千億円 |
| 令和八年度 | 七千億円 |
| 令和九年度 | 八千億円 |

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和四年度から令和三十五年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和四年度にあつては二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円を、令和五年度から令和十年度までの各年度にあつては二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度にあつては二十五兆六千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

| 年 度 | 控 除 額 |
|-------|-------|
| 令和五年度 | 五千億円 |
| 令和六年度 | 五千億円 |
| 令和七年度 | 六千億円 |
| 令和八年度 | 七千億円 |
| 令和九年度 | 八千億円 |

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 令和五年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 令和五年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

2 令和六年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和六年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和六年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定により算定し

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 令和四年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 令和四年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から同項第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和五年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和五年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和五年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度に

あつては同項の規定により算定し

た額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第六号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和十八年度までの各年度に あつては同項の規定により算定した額から第七号に掲げる額を減額した額とし、令和十九年度から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から第八号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる額を減額した額とする。

| 年 度 | 金 額 |
|--------|---------|
| 令和六年度 | 八百三十四億円 |
| 令和七年度 | 七百七十五億円 |
| 令和八年度 | 五百三十五億円 |
| 令和九年度 | 五百四十八億円 |
| 令和十年度 | 五百九十九億円 |
| 令和十一年度 | 九百六十一億円 |
| 令和十二年度 | 九百六十一億円 |
| 令和十三年度 | 三億円 |
| 令和十四年度 | 三億円 |

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和六年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度分

た額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年までの各年度に あつては同項の規定により算定した額から同号 に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年 にあつては同項の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる額を減額した額とする。

| 年 度 | 金 額 |
|--------|---------|
| 令和五年度 | 千二百十七億円 |
| 令和六年度 | 八百三十四億円 |
| 令和七年度 | 七百七十五億円 |
| 令和八年度 | 五百三十五億円 |
| 令和九年度 | 五百四十八億円 |
| 令和十年度 | 四百五十五億円 |
| 令和十一年度 | 四百二十八億円 |
| 令和十二年度 | 四百二十一億円 |
| 令和十三年度 | 三億円 |
| 令和十四年度 | 三億円 |

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和五年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和

の交付税の総額から減額する金額 二千六百十
六億八百二十七万六千円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十年度分

の交付税の総額から減額する金額 千九百
九十五億八千九百二十二万二千円

五 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十一年度分及び

令和十二年度分の交付税の総額から減額する金額 千六百三十三億四千
五十八万二千円

六 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度分及び

令和十四年度分の交付税の総額から減額する金額 六百七十五億八千九
百十二万三千円

七 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十五年度から令

和十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 六百七十
二億八千九百十二万三千円

八 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十九年度から令

和二十六年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百二
十二億二千九百四万千円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

3 令和五年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六

十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財
政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を

十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千六百十
六億八百二十七万六千円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度から令

和二十五年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八
十二億六千七百六十九万四千円

五 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和二十六年分

の交付税の総額から減額する金額 九百八十二億六千七
百七十万二千円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

4 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度に

おいては、地方公共団体金融機構法

附則第

十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項及び第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項及び第四項に規定するもののほか、平成三

十年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ

3 令和二年度

から令和六年度までの各年度に

おいては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項

に規定するもののほか、平成三

十年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ

| | | |
|--|------------|---|
| <p>により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。</p> | <p>2 略</p> | <p>3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規定による財政投資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金並びに第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投資特別会計の投資勘定の歳出とする。</p> |
| <p>により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。</p> | <p>2 略</p> | <p>3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規 定による財政投資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及 び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政 投資特別会計の投資勘定の歳出とする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（令和五年度から令和七年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。</p> <p>2 略</p> |
| <p style="text-align: center;">現 行</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（令和二年度から令和四年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和二年度から令和四年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。</p> <p>2 略</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>附則</p> <p>（森林環境譲与税の特例）</p> <p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第四項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p> | <p>附則</p> <p>（森林環境譲与税の特例）</p> <p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p> |